

「横浜市犯罪被害者等支援条例」の周知について

平成 31 年 4 月 1 日から、「横浜市犯罪被害者等支援条例」が施行されますので、地域の皆様への周知を行ってまいります。

つきましては、各自治会町内会の皆様には、掲示板へのポスターの掲示について御協力くださいますよう、お願い申し上げます。

1 横浜市犯罪被害者等支援条例について

横浜市犯罪被害者相談室(平成 24 年開設)では、犯罪等の被害に遭い、様々な問題に直面する市民等(以下、犯罪被害者等)が再び平穏な生活を営むことができるように、相談に応じ、支援を行っています。しかし、犯罪被害者等の抱える問題は多岐に及ぶため、様々な支援が必要となります。

本市では、犯罪被害者等の権利利益の保護が図られる社会の実現に向けてさらに一步踏み出すために、犯罪被害者等の視点に立った施策を講ずる必要があると考え、平成 31 年 4 月 1 日から「横浜市犯罪被害者等支援条例」を施行し、犯罪被害者等支援施策のさらなる充実を図ります。

2 今回の依頼事項について

自治会町内会掲示板でのポスター掲示をお願いします。

参考：周知方法について

- ・チラシの配布(3月～4月)
- ・交通広告等の利用(3月)
- ・自治会掲示板でのポスター掲示(4月)
- ・市民利用施設でのポスター掲示(4月)
- ・広報よこはま4月号への掲載
- ・横浜市ホームページへの掲載

担 当：市民局人権課

北川・岡庭

電 話：671-3118

FAX：681-5453

E-mail：sh-jinken@city.yokohama.jp